

# 浄化槽設置に関する補助金

## (廿日市市合併処理浄化槽設置整備事業補助金)

### ■ 対象者

補助対象区域内で、専用住宅（主に居住の用途で使用する建物をいいます。）に、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人（補助金申請は毎年4月から受け付けており、予算枠に達し次第、受け付けを終了します）。

ただし、以下のいずれかに該当する人は、この補助金の対象にはなりません。

- 建築基準法第6条第1項に定める建築確認申請または浄化槽法第5条第1項に定める浄化槽設置届を行わない人
- 販売または賃貸などの目的の人
- 既存の合併処理浄化槽を更新する人
- 専用住宅を借りている人で、賃貸人の承諾が得られない人
- 自らが生活の本拠としない専用住宅に設置する人
- 法人
- 交付決定をした年度の2月末日までに、工事を完了できない人
- 既に集合処理している区域で設置する人
- 公共下水道全体計画区域のうち公共下水道事業計画区域に含まれない区域で、専用住宅を新築（建て替えを含む）する人
- 交付決定前に浄化槽の工事に着手した人
- 市税などを滞納している人

### ■ 補助額

補助対象区域		人槽区分	補助限度額	設置区分
浄化槽整備区域・・・公共下水道計画区域（※1）・農業集落排水処理施設区域・集合処理施設処理区域に含まれない区域（要綱第2条第8号ア）	吉和を除く地域	5人槽	474,000円	新築 建替 転換
		7人槽	580,000円	
		10人槽	818,000円	
	吉和地域	5人槽	519,000円	
		7人槽	641,000円	
		10人槽	938,000円	
公共下水道計画区域であって公共下水道事業計画区域（※2）に含まれない区域（要綱第2条第8号イ）	5人槽	332,000円	転換	
	7人槽	414,000円		
	10人槽	548,000円		

備考 1 人槽区分は、居住部分に対する処理対象人員をいう。

2 算出された額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

※1 廿日市市汚水処理施設整備構想（平成30年3月策定）で定めた区域

※2 公共下水道計画区域のうち、5～7年の間に下水道整備可能な区域であり、事業計画で定めた区域

### ■ お問い合わせ先

下水道経営課営業係  
廿日市市串戸五丁目10番15号  
TEL：0829-32-5490

